

高度人材ポイント制の特別加算にかかる自治体支援要件の明確化 ガイドライン改定（R6.8）

高度人材ポイント制の特別加算

○高度外国人材の受入れ促進のため、学歴や職歴、年収などの項目をポイント化し、合計した点数が70点以上となる人材に、在留資格「高度専門職」を付与している。

○産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図るため、地方公共団体の支援を受けている企業等に就労する場合には10点を特別加算。
(H31年より国家戦略特区の特例として措置、R5年3月から全国展開)

〈高度専門・技術分野で就労する場合のポイント計算例〉

学歴	修士号	20点
職歴	10年	20点
年収	480万	0点
年齢	34歳	10点
特別加算	日本語能力試験(N2)	10点

60点



(特別加算) 地方公共団体の支援を受けている企業等への就労	10点
----------------------------------	-----



在留資格「高度専門職」に



特別加算の対象となる地方公共団体の支援の明確化



特別加算の対象となる「地方公共団体の支援」について財政支援を伴わない場合でも対象になるのかわかりにくい



ガイドラインを改定し、補助金の交付や支援税制を伴わない支援事業(例:自治体が認証する企業へのビジネスマッチング等)であっても特別加算の対象となる場合があることを明確化

※小規模な支援事業は加算対象とならない